

ネット広告などによる定期購入トラブル

注文確定前に「最終確認画面」をよく確認しましょう

〈相談事例1〉

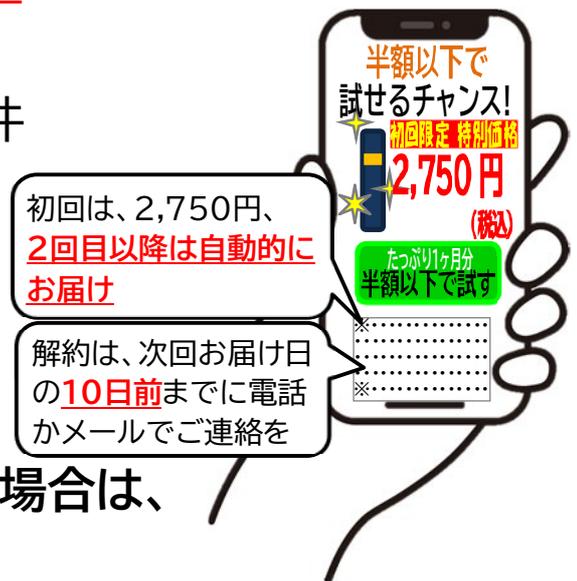
ネットで育毛剤の広告を見て、2,750円で購入。一回限りと思っていたが、入院中に2回目と3回目の商品が届き、総額25,026円の請求が来ている。初回で解約したい。(80歳代 女性)

〈相談事例2〉

ネットの広告から化粧品を購入。2回目の商品が届き、業者に連絡して初めて定期購入の契約だと分かった。業者からは3回目以降は解約すると言われたが、クーリング・オフはできないのか。(70歳代 女性)

《アドバイス》

- ネット通販などの通信販売については、法律上のクーリング・オフはありません。
- 商品を注文する前に、定期購入が条件となっていないか、販売条件や返品・解約の条件を確認しましょう。
- 「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、消費生活センターへご相談ください。



まもりん

消費者ホットライン(局番なし) **☎188** ※通話料はすべて有料です

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとぼた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所14F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



みもりん